岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年５月29日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第53号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前

（保健福祉環境部長等専決事項）

第35条　広域振興局の保健福祉環境部長、総合支局の保健福祉環境部長及び地方振興局の保健福祉環境部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事　務	専決権者			備　考
	広域振興局保健福祉環境部長	総合支局保健福祉環境部長	地方振興局保健福祉環境部長	
［略］				
6　指定介護老人福祉施設の指定及び指定の取消し並びに効力の停止（介護サービスの公表に係るものを含む。以下６の項及び７の項において同じ。）及び公示に関すること。	［略］			
［略］				
8　介護老人保健施設の開設及び変更の許可（更新を含む。）並びに許可の取消し並びに効力の停止に関すること。	［略］			
［略］				

２・３　［略］

別表第３　広域振興局等の長委任事項並びに当該委任事項に係る副局長等及び保健福祉環境部長等専決事項（第５条、第31条、第35条関係）

事　務	条　項	内　容	委　任		専決権者								備考
					広域振興局			総合支局			地方振興局		
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	部長	室長等	
［略］													
49　老人福祉法の施行に関する事務	［略］												
	第14条から第14条の３まで、第15条第２項、第15条の２第１項及び第２項、第16条第１項及び第２項並びに第29条第１項及び第２項	［略］											

改正後

（保健福祉環境部長等専決事項）

第35条　広域振興局の保健福祉環境部長、総合支局の保健福祉環境部長及び地方振興局の保健福祉環境部長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事　務	専決権者			備　考
	広域振興局保健福祉環境部長	総合支局保健福祉環境部長	地方振興局保健福祉環境部長	
［略］				
6　指定介護老人福祉施設の指定及び指定の取消し並びに効力の停止（介護サービスの公表に係るものを含む。以下８の項及び９の項において同じ。）及び公示に関すること。	［略］			
［略］				
8　介護老人保健施設の開設及び変更の許可（更新を含む。）、許可の取消し及び効力の停止、届出の受理並びに公示に関すること。	［略］			
［略］				

２・３　［略］

別表第３　広域振興局等の長委任事項並びに当該委任事項に係る副局長等及び保健福祉環境部長等専決事項（第５条、第31条、第35条関係）

事　務	条　項	内　容	委　任		専決権者								備考
					広域振興局			総合支局			地方振興局		
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長	総合支局長	部長	室長	部長	室長等	
［略］													
49　老人福祉法の施行に関する事務	［略］												
	第14条から第14条の３まで、第15条第２項、第15条の２第１項及び第２項、第16条第１項及び第２項並びに第29条第１項から第３項ま	［略］											

	［略］												
	第19条第１項	［略］											
	第24条第１項第１号及び第２号	措置に要する費用に係る負担金の交付	○	○			○		○		○	○	
	第29条第６項	［略］											
	第29条第８項	［略］											
	第29条第９項	［略］											
50　介護保険法（平成９年法律第123号）の施行に関する事務	［略］												
	第70条第１項、第70条の２第２項（第115条の10において準用する場合を含む。）及び第115条の２第１項	［略］											
	第70条第４項	［略］											
	第70条の２第１項（第115条の10において準用する場合を含む。）	［略］											
	第75条及び第115条の５	［略］											
	第76条及び第115条の６	［略］											
	第76条の２及び第115条の７	［略］											

	で												
	［略］												
	第19条第１項	［略］											
	第29条第７項	［略］											
	第29条第９項	［略］											
	第29条第10項	［略］											
50　介護保険法（平成９年法律第123号）の施行に関する事務	［略］												
	第70条第１項、第70条の２第２項（第115条の11において準用する場合を含む。）及び第115条の２第１項	［略］											
	第70条第５項	［略］											
	第70条の２第１項（第115条の11において準用する場合を含む。）	［略］											
	第75条及び第115条の５	［略］											
	第75条の２第１項及び第115条の６第１項	連絡調整又は援助（福祉サービス事業者に係るものに限る。）	○	○		○					○		
	第76条及び第115条の７	［略］											
	第76条の２及び第115条の８	［略］											

第77条及び第115条の８	［略］
第78条及び第115条の９	［略］
第78条の２第２項、第78条の10及び第115条の18	［略］
第78条の２第３項	［略］
第79条第１項、第79条の２第２項、第86条第１項及び第86条の２第２項	［略］
［略］	
第82条及び第89条	［略］
第83条及び第90条	［略］
［略］	
第85条	［略］

第77条及び第115条の９	［略］											
第78条及び第115条の10	［略］											
第78条の２第２項、第78条の11及び第115条の20	［略］											
第78条の２第３項	［略］											
第78条の６第２項及び第115条の16第２項	連絡調整又は援助	○	○		○					○		
第79条第１項、第79条の２第２項、第86条第１項及び第86条の２第２項	［略］											
［略］												
第82条及び第89条	［略］											
第82条の２第１項及び第115条の26第２項	連絡調整又は援助	○	○		○					○		
第83条及び第90条	［略］											
［略］												
第85条	［略］											
第89条の２第１項	連絡調整又は援助	○	○		○					○		
第115条の32第２項第１号、第３項及び第４項	届出の受理	○	○		○					○		
第115条の33第１項	報告の徴収等又は質問若しくは立入検査	○	○		○					○		
第115条の34	勧告若しくは公表又は命令	○	○		○					○		

	第115条の29第４項	［略］
	第115条の29第５項及び第７項	［略］
	第115条の29第６項	［略］
	［略］	
［略］		

［略］

別表第11　広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第６条関係）

区　分	事　務	条　項	内　容
保健所長	［略］		
	60　介護保険法の施行に関する事務	［略］	
		第70条第１項、第70条の２第２項（第115条の10において準用する場合を含む。）及び第115条の２第１項	［略］
		第70条の２第１項（第115条の10において準用する場合を含む。）	［略］
		第71条第１項及び第72条第１項（第115条の10においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	［略］
		第75条及び第115条の５	［略］
		第76条及び第115条の６	［略］
		第76条の２及び第115条の７	［略］
		第77条及び第115条の８	［略］
		第78条及び第115条の９	［略］
		［略］	
		第99条及び第111条並びに第105条において準用する医療法第８条の２第２項及び第９条	［略］
		第100条及び第112条	［略］
		［略］	
		第115条の29第４項	［略］
		第115条の29第６項	［略］
	［略］		
［略］			

［略］

別表第13　広域振興局等以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第６条関係）

区　分	事　務	条　項	内　容
［略］			
家畜保健衛生所長	［略］		
	６　薬事法の施行に関する事務	［略］	
		第26条第１項及び	一般販売業等の許可

	、公示及び通知	
	第115条の35第４項	［略］
	第115条の35第５項及び第７項	［略］
	第115条の35第６項	［略］
	［略］	
［略］		

［略］

別表第11　広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第６条関係）

区　分	事　務	条　項	内　容
保健所長	［略］		
	60　介護保険法の施行に関する事務	［略］	
		第70条第１項、第70条の２第２項（第115条の11において準用する場合を含む。）及び第115条の２第１項	［略］
		第70条の２第１項（第115条の11において準用する場合を含む。）	［略］
		第71条第１項及び第72条第１項（第115条の11においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	［略］
		第75条及び第115条の５	［略］
		第75条の２第１項及び第115条の６第１項	連絡調整又は援助（福祉サービス事業者に係るものを除く。）
		第76条及び第115条の７	［略］
		第76条の２及び第115条の８	［略］
		第77条及び第115条の９	［略］
		第78条及び第115条の10	［略］
		［略］	
		第99条及び第111条並びに第105条において準用する医療法第９条第２項	［略］
		第99条の２第１項及び第111条の２第１項	連絡調整又は援助
		第100条及び第112条	［略］
		［略］	
		第115条の35第４項	［略］
		第115条の35第６項	［略］
	［略］		
［略］			

［略］

別表第13　広域振興局等以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第６条関係）

区　分	事　務	条　項	内　容
［略］			
家畜保健衛生所長	［略］		
	６　薬事法の施行に関する事務	［略］	
		第26条第１項	店舗販売業の許可

		第３項	
		第28条第１項	薬種商販売業の許可
		第35条	特例販売業の許可
		［略］	
		第76条	［略］
	［略］		
［略］			

		第34条第１項	卸売販売業の許可
		［略］	
		第76条	［略］
		第83条の２の２第１項	動物用医薬品特例店舗販売業の許可
	［略］		
［略］			

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この規則は、平成21年６月１日から施行する。